



## ● 令和7年 第1回富谷市議会定例会 提出議案の概要

富谷市記者発表【資料3】  
令和7年2月13日（木）  
総務部 総務課

31 件	1. 条例〔制定〕議案	1 件
	2. 条例〔改正〕議案	11 件（うち1件条例廃止）
	3. 予算議案【補正】	7 件
	4. 予算議案【当初】	7 件
	5. その他（条例外議案）	2 件
	6. 人事	3 件
	7. 承認	-

### 1. 条例〔制定〕議案 1 件

議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

提案理由	刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の公布により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることとなったことに伴い、関係条例（6件）について所要の改正を行うもの。 【本市の条例で規定している「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正するもの。】
施行日	刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）
所管部課	総務部 総務課

### 2. 条例〔改正〕議案 11 件（うち1件条例廃止）

議案第 2 号 職員の給与に関する条例の一部改正について

提案理由	国の一般職の職員の給与改定に準じて、所要の改正を行うもの。
施行日	公布の日（一部は令和7年4月1日）
所管部課	総務部 総務課

議案第 3 号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

提案理由	一般職員の給与改定に準じて所要の改正を行うことに加え、地域経済及び社会情勢等の変化、類似団体や県内自治体の報酬、給料等を考慮し、議会議員の議員報酬額及び特別職の職員で常勤のもの給料額を改定するもの。
施行日	公布の日（一部は令和7年4月1日）
所管部課	総務部 総務課

議案第 4 号 富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

提案理由	国の特定任期付職員の給与改定に準じて、所要の改正を行うもの。
施行日	公布の日（一部は令和7年4月1日）
所管部課	総務部 総務課

議案第 5 号 富谷市職員の育児休業等に関する条例及び富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の  
一部改正について

提案理由	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
施行日	令和7年4月1日
所管部課	総務部 総務課



<b>議案第 6 号</b>	富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
提案理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
施行日	令和7年4月1日
所管部課	総務部 総務課
<b>議案第 7 号</b>	鷹乃杜防災センター条例の一部改正について
提案理由	新設する空調設備の使用料に関する事項について定めるため、所要の改正を行うもの。
施行日	令和7年7月1日
所管部課	総務部 防災安全課
<b>議案第 8 号</b>	富谷市の地域包括支援センター事業における人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
提案理由	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
施行日	令和7年4月1日
所管部課	保健福祉部 長寿福祉課
<b>議案第 9 号</b>	富谷市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の廃止について
提案理由	高額療養費制度における、自己負担限度額を超えた分に対する現物給付の普及に伴い、基金による貸付の必要性がなくなったことから、廃止するもの。
施行日	公布の日
所管部課	保健福祉部 健康推進課
<b>議案第 10 号</b>	富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
提案理由	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
施行日	令和7年4月1日
所管部課	保健福祉部 子育て支援課
<b>議案第 11 号</b>	とみや子育て支援センター条例の一部改正について
提案理由	母子保健法（昭和40年法律第141号）の一部改正及びこども家庭センターの設置に伴い、所要の改正を行うもの。
施行日	令和7年4月1日
所管部課	保健福祉部 子育て支援課子育て支援センター
<b>議案第 12 号</b>	富谷市都市公園条例の一部改正について
提案理由	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
施行日	令和7年6月1日
所管部課	建設部 都市計画課



### 3. 予算議案 【補正】 7 件

議案第 13 号 令和 6 年度富谷市一般会計補正予算（第 7 号）

予算規模 2,038,443千円を増額 補正後の額22,854,334千円

所管部課 企画部 財政課

議案第 14 号 令和 6 年度富谷市市営墓地特別会計補正予算（第 2 号）

予算規模 52,461千円を減額 補正後の額80,176千円

所管部課 市民生活部 生活環境課

議案第 15 号 令和 6 年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

予算規模 6,484千円を増額 補正後の額4,303,099千円

所管部課 保健福祉部 健康推進課

議案第 16 号 令和 6 年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

予算規模 6,283千円を増額 補正後の額3,343,787千円

所管部課 保健福祉部 長寿福祉課

議案第 17 号 令和 6 年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

予算規模 7,435千円を増額 補正後の額570,678千円

所管部課 保健福祉部 健康推進課

議案第 18 号 令和 6 年度富谷市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

予算規模  
 収益的収入 12,990千円を増額 補正後の額 1,106,938千円  
 収益的支出 14,436千円を増額 補正後の額 1,105,934千円  
 資本的収入 46,460千円を減額 補正後の額 232,392千円  
 資本的支出 54,460千円を減額 補正後の額 304,180千円

所管部課 建設部 上下水道課

議案第 19 号 令和 6 年度富谷市水道事業会計補正予算（第 2 号）

予算規模  
 収益的収入 60,295千円を増額 補正後の額 1,179,554千円  
 収益的支出 5,557千円を減額 補正後の額 1,007,095千円  
 資本的収入 20,600千円を増額 補正後の額 202,095千円  
 資本的支出 55,345千円を減額 補正後の額 336,288千円

所管部課 上下水道課

### 4. 予算議案 【当初】 7 件

議案第 20 号 令和 7 年度富谷市一般会計予算

予算規模 予算総額 20,920,000千円

所管部課 企画部 財政課

議案第 21 号 令和 7 年度富谷市市営墓地特別会計予算

予算規模 予算総額 18,230千円

所管部課 市民生活部 生活環境課



議案第 22 号	令和 7 年度富谷市国民健康保険特別会計予算
予 算 規 模	予算総額 4,145,324千円
所 管 部 課	保健福祉部 健康推進課

議案第 23 号	令和 7 年度富谷市介護保険特別会計予算
予 算 規 模	予算総額 3,250,971千円
所 管 部 課	保健福祉部 長寿福祉課

議案第 24 号	令和 7 年度富谷市後期高齢者医療特別会計予算
予 算 規 模	予算総額 579,609千円
所 管 部 課	保健福祉部 健康推進課

議案第 25 号	令和 7 年度富谷市下水道事業会計予算
予 算 規 模	予算総額 収益的収支 収入 1,096,315千円 支出 1,055,802千円 資本的収支 収入 133,847千円 支出 205,811千円
所 管 部 課	建設部 上下水道課

議案第 26 号	令和 7 年度富谷市水道事業会計予算
予 算 規 模	予算総額 収益的収支 収入 1,130,297千円 支出 1,026,055千円 資本的収支 収入 362,146千円 支出 587,237千円
所 管 部 課	上下水道課

## 5. その他（条例外議案） 2 件

議案第 27 号	富谷市道路線の廃止について
提 案 理 由	富谷市高屋敷西土地区画整理事業に伴い、市道高屋敷 1 6 - 1 号線の終点位置及び市道高屋敷 1 3 - 1 号線の起点位置が変更になるため、市道路線を廃止するもの。
所 管 部 課	建設部 都市整備課

議案第 28 号	富谷市道路線の認定について
提 案 理 由	富谷市高屋敷西土地区画整理事業及び太子堂地区の開発行為に伴い、市道路線として新たに 3 路線を認定するもの。
所 管 部 課	建設部 都市整備課

## 6. 人事 3 件

諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
提 案 理 由	人権擁護委員 中鉢勝利は、令和7年6月30日をもって任期満了となるため。 【後任：中村 幸子】
所 管 部 課	総務部 市民協働課

諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
提 案 理 由	人権擁護委員 福井公美子は、令和7年6月30日をもって任期満了となるため。 【後任：永野 憲子】
所 管 部 課	総務部 市民協働課

諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
提 案 理 由	人権擁護委員 武弓恵扶子は、令和7年6月30日をもって任期満了となるため。 【後任：奥山 育男】
所 管 部 課	総務部 市民協働課